

令和2年9月

各位

碧海信用金庫

## インターネットバンキングを利用した不正送金被害に対する補償要件の変更 ならびに へきしんビジネスインターネットバンキング利用規定の変更について

当金庫では、お客様が不正送金被害に遭われた場合に、補償の前提条件および補償要件に基づき補償の対応を行っていますが、資金移動（振込）を行われるお客様に対して、当金庫がお勧めしているワンタイムパスワード（トークン）の利用が不正送金被害防止には極めて有効です。

このため、令和2年12月1日（火）より、「へきしんビジネスインターネットバンキング」について以下のとおり補償要件を変更させていただきますのでご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 補償要件の変更内容

不正送金被害に対する補償要件のうち、補償減額となり得る場合の要件に「ワンタイムパスワードを利用していない場合」を追加させていただきます。

詳しくは以下URLよりご確認ください。

[https://www.hekishin.jp/important/files/fuseisoukinhigai\\_20201201.pdf](https://www.hekishin.jp/important/files/fuseisoukinhigai_20201201.pdf)

#### 2. へきしんビジネスインターネットバンキング利用規定の変更

補償要件の変更に伴い、「へきしんビジネスインターネットバンキング利用規定」第13条4項2号を以下のとおり変更（下線部を追加）させていただきます。

##### 第13条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

1. ～3. 【省略】

##### 4. 補償の制限

(1) 【省略】

(2) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

- ① ウイルス対策ソフト（当金庫が提供しているものを含みます）を利用していない場合、利用していても最新の状態で利用していない場合。
- ② 本サービスを当金庫が推奨するOS（基本ソフト）、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）以外で利用している場合。
- ③ 本サービスを利用する端末のOS、ブラウザを最新の状態にせず長期間放置させていた場合。
- ④ 番号等の管理が適切に行われていない場合、各種暗証番号等を定期的に変更していない場合。
- ⑤ ワンタイムパスワードを利用していない場合。
- ⑥ 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起している方法で、フィッシング画面等へ不用意に番号等を入力してしまった場合。
- ⑦ その他、上記と同程度の注意義務違反が認められた場合。

### 3. ワンタイムパスワード（トークン）について

ワンタイムパスワードとは、一定時間毎に変わる使い捨てのパスワードのことで、資金移動（振込）などの取引を行う際に使用します。ワンタイムパスワードは、なりすまし、パソコン乗っ取り型のウイルス、振込情報の改ざんなどに対して有効な対策となります。

ワンタイムパスワードを自動生成するソフトウェアを「ソフトウェアトークン」といい、ワンタイムパスワードを発行する専用機器を「ハードウェアトークン」といいます。

2種類のトークンをご用意していますので、お客さまのご利用環境などに応じたトークンを選択いただけます。

※「ソフトウェアトークン」はスマートフォン専用アプリで、お客さま自身でアプリストアからダウンロードしてご利用いただけます。

※「ハードウェアトークン」は専用機器で、当金庫へのお申し込みが必要です。

以 上